

魚津市浄化センター等関連施設維持管理業務包括委託
技術提案書応募要領

令和7年12月22日

魚津市上下水道局上下水道課

1. 目的

魚津市浄化センター等関連施設維持管理業務包括委託（以下「本業務」という。）は、下水道施設の運転及び維持管理を包括的に民間委託することにより、民間の創意工夫及びノウハウの活用を図り、下水道施設管理の効率化と下水処理サービス水準の向上を期待するものである。

この応募要領は、魚津市が本業務を実施する民間事業者（以下「受託者」という。）を選定するにあたり、応募に必要な要領を定めるものである。

2. 委託業務の概要

（1）委託業務名：魚津市浄化センター等関連施設維持管理業務包括委託

（2）委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ただし、契約日の翌日から令和8年3月31日までの期間は、業務引継ぎ期間として、下記（4）の委託業務の範囲に示す範囲内で、順次、業務範囲を拡大していくものとする。

業務引継ぎ期間内におけるスケジュール、業務運営方法等については、魚津市と受託者の協議の上、契約に定める。

（3）委託する施設

魚津市が受託者に委託する施設は以下のとおりとし、その施設の概要は別紙-1に示すものとする。

1) 終末処理場

魚津市浄化センター
川の瀬浄化センター
平沢浄化センター
天神浄化センター
上中島浄化センター
西布施浄化センター

2) 中継ポンプ場

港町中継ポンプ場
北鬼江中継ポンプ場

3) マンホールポンプ場

市内一円 93 箇所

4) 個別排水施設（浄化槽）

市内一円 13 箇所

5) 雨水施設

上村木雨水調整池

（4）委託業務の範囲

受託者の行う業務範囲は別紙-2に示すものとする。また、受託者の満たすべき業務の水準は要求水準に定めるものとする。

3. 受託者選定方式

受託者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用する。提出された提案書に基づき審査を行い、下水道処理事業を合理的且つ効率的に運営する能力や受託希望条件等を総合的に評価し、最優秀受託候補事業者（以下「最優秀者」という。）を選定する。

4. 受託者選定委員会の設置

本業務に関する受託者の選定は、受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その審査により選定する。なお、委員会の構成、委員の職・氏名は、原則として非公開とする。

5. 受託者選定の日程（予定）

受託者選定委員会の設置	令和7年12月22日（月）
公募の告示、応募要領等公開	令和7年12月22日（月）
応募受付期間（参加表明書、応募資格確認書類の提出）	令和7年12月22日（月）～1月8日（木）
参加資格の審査	令和8年1月9日（金）～1月14日（水）
審査結果、現地説明会案内	令和8年1月15日（木）～1月19日（月）
現地説明会	令和8年1月21日（水）
質問受付及び回答	令和8年1月21日（水）～1月26日（月）
技術提案書・見積書の受付	令和8年1月26日（月）～1月29日（木）
プレゼンテーション（ヒアリング）	令和8年2月10日（火）
技術提案書・見積書の評価・審査	令和8年2月10日（火）
審査結果通知	令和8年2月13日（金）
契約締結	令和8年2月下旬

- ① 技術提案書類受付後、提案内容に関する質疑等を行う場合がある。
- ② 応募状況によっては、日程を変更する場合がある。

6. 応募参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす法人等であること。また、共同企業体を組んで参加することも可とする。

ただし、共同企業体を組む場合の構成員は、富山県内に本社がある者同士であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始の申立てがなされているもの（更正又は再生の手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 魚津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 魚津市物品購入等競争入札参加名簿に登録されている者であること。
- (5) 富山県内に本社、支店、営業（事業）所のいずれかを有していること。
- (6) 自治体等の処理場で2年以上の運転業務の実績があること。

7. 応募資格確認書類（応募受付時に提出）

応募者は応募受付時に、参加表明書〔第1号様式〕とともに資格要件を証明できる下記書類を提出すること。

- (1) 会社概要等（直近2カ年の財務諸表、会社設立年月、資本金、事業内容が明記されているパンフレットなど）

- (2) 下水道施設の運転維持管理実績を証明できる書類（ただし、終末処理場における水処理及び汚泥処理の管理実績とする）
- (3) 下水道処理施設維持管理業者登録を証明できる書類
- (4) 共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書類
- (5) 下水道関係資格及びその他資格の保有数
- (6) 下水道関係従業員数及び総数

8. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募参加者の負担とする。

(2) 著作権

応募参加者から応募要領等に基づき提出される書類の著作権は、応募参加者に帰属する。

ただし、魚津市は本業務の範囲において公表する場合、その他魚津市が必要と認める場合には、応募要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができる。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、原則として返却しないものとする。

(4) 魚津市からの提示資料の取り扱い

魚津市が提示する資料は、本業務の技術提案書等に係る検討・作成以外の目的で使用することはできない。

(5) その他

応募要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募参加者に通知する。

9. 応募に関する手続き等

(1) 応募受付（参加表明書、応募資格確認書類の提出）

受付期間：令和7年12月22日（月）～令和8年1月8日（木）

開庁日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

（第1号様式）の参加表明書等を事務局（本要領「18. 事務局」に記載、以下同様とする。）まで持参すること。郵送は不可とする。

(2) 現地説明会（施設見学及び現地説明）

日時：令和8年1月21日（水）

場所：魚津市浄化センター会議室

その他：現地説明会に参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書〔第2号様式〕に記載の上、令和8年1月19日（月）までに事務局に提出すること。

(3) 質問書受付及び回答

1) 受付期間：令和8年1月21日（水）～令和8年1月26日（月）正午

2) 受付方法

この応募要領等及び技術提案書作成に關し疑義がある場合には、質問書〔第3号様式〕により電子メールにて問い合わせること。（質問者のメールアドレス明記のこと。）

なお、電話、口頭、FAX、來訪等による質問は受け付けない。

メールアドレス：gesui@city.uozu.lg.jp

3) 回答期限及び方法

回答は、令和8年1月21日（水）～令和8年1月26日（月）に回答する。

回答方法は電子メールとし、質問書及びその回答は参加表明全社に送付する。（質問者名は明示しない。）

10. 提出書類

（1）技術提案書の提出辞退

参加表明書提出後に技術提案書の提出を辞退する場合には、辞退届〔第4号様式〕を令和8年1月26日（月）午後4時までに、事務局へ持参により提出すること。

なお、辞退しても今後魚津市の行う業務において不利益な取り扱いをされることはない。

（2）技術提案書、見積書の受付

1) 受付期間：令和8年1月26日（月）～令和8年1月29日（木）

受付は、開庁日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。

2) 受付方法

持参とし、郵送、ファックス及び電子メール等による提出は認めない。

3) 受付先

事務局

4) 提出書類

提出書類については次の通りとし、正1部副10部を提出すること。

技術提案書の書式

① 技術提案書の表紙は〔第5号様式〕を、提案書様式は〔第6号様式〕～〔第16号様式〕を使用し、ページ数は各様式に記載するページ数以内とする。

ただし、A4片面を1ページとする。

② サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合においてA3版を使用するときには、折り綴じること。なお、図表以外でA3版を使用する場合はA3版片面を2ページとして取り扱う。

11. 技術提案書・見積書に関する条件

本業務の技術提案書に関する条件は次のとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえて、技術提案書を作成すること。

（1）管理運営の基本方針について

本業務の管理方針、取り組みなどについて、〔第6号様式〕に記載すること。

（2）組織体制・人員配置について

業務実施体制、勤務体制、人員の配置計画等について、〔第7号様式〕に記載すること。

（3）本業務の個別業務に関する提案

1) 運転業務の実施方法

委託内容や要求水準書、対象施設の特性等を踏まえ、下水道施設の運転管理の考え方、方法、留意点などについて、〔第8号様式〕に記載すること。

2) 保守管理業務の実施方法

対象施設の特性等を踏まえ、保守管理の考え方、要求水準書を踏まえた保守管理方法、体制などについて、〔第9号様式〕に記載すること。

3) 修繕業務の実施方法

下水道施設の定期・突発などの修繕の考え方、要求水準書を踏まえた修繕計画・方法、体制などについて、[第 10 号様式] に記載すること。

4) 調達管理・文書管理業務の実施方法

設備機能を維持確保するため消耗品類、薬品類などの物品管理及び業務報告、記録等の文書管理に関する考え方、方法などについて、[第 11 号様式] に記載すること。

5) 施設管理業務の実施方法

対象施設の清掃及び植栽管理、保安警備など、施設管理に関する考え方、方法などについて、[第 12 号様式] に記載すること。

(4) 安全管理方針について

本業務に従事する職員の安全衛生管理の方針及び具体的な方法について、[第 13 号様式] に記載すること。

(5) 社員の教育研修の実施方法等

本業務に従事する職員の技術レベルの維持・向上に関する方法、体制、業務引継期間における方法、体制、内容などについて、[第 14 号様式] に記載すること。

(6) 危機管理方針について

台風、地震等の災害時や設備故障、水質異常など、下水道の危機管理に対する方針、考え方、対応策や体制等について、[第 15 号様式] に記載すること。

(7) その他の提案

下記事項について、[第 16 号様式] に記載すること。

1) 本委託業務の範囲で寄与できるコストの縮減策について

2) 業務の範囲内で寄与できる環境負荷軽減策について

3) 地域への貢献・地元雇用等について

(8) 見積書に関する条件

1) 参加者が提出する見積書は、様式集[第 17 号様式]に、参加者の所在地、商号又は名称、代表者名、捺印、金額を記載し提出すること。また、見積書には当該年度毎に見積内訳書（様式自由）を同封すること。なお、捺印のない場合は失格とする。

2) 封筒の表に、委託名、参加者の所在地、商号又は名称を記入の上、見積書を入れ、封印する。

3) 委託料については 5 年間分の上限を 860,000 千円（消費税込み）とする。

12. 審査の方法

(1) 提出書類の確認

魚津市は、技術提案書について、提出すべき要件を満たしていること確認する。

要件を満たしていない場合は、提出書類の受付期限までに要件を満たすこと。

(2) 技術提案書プレゼンテーション

提出した技術提案書のプレゼンテーションと委員による質疑を行うためのヒアリングを開催する。

ヒアリングは 1 社 40 分（説明 30 分以内、質疑応答 10 分）を予定している。

なお、日程等については、後日連絡する。

(3) 技術提案書の審査及び結果通知

技術提案書プレゼンテーションを行った応募者の技術提案書について、委員会がプレゼンテーションを踏まえ審査基準に従い審査し、選定対象業者を決定する。その結果は令和8年2月13日（金）に応募者へ連絡する。

(4) 技術提案書類の無効、失格

次のいずれかに該当する技術提案書は無効、失格とする。

- ①同一事項に対し2通り以上の提案がされた場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③著しく信義に反する行為があった場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤応募要領等に違反すると認められた場合
- ⑥委託料の上限を越えた見積書を提出した場合

1.3. 技術提案書類の審査基準等

技術提案書類の審査基準等は、下表に示すとおりとする。

評価事項	評価項目	配点
企業の業務遂行能力	①経営状況等の安定度 ②類似施設及び下水道施設の受託実績 ③要求する有資格	10点
本業務の目的達成等	①下水道事業の目的及び業務内容の理解度 ②基本方針や取り組みの妥当性	10点
管理運営に関する能力	①安定的な管理運営が可能な人的能力 ②業務遂行が可能な実施体制等	10点
要求水準の確保・向上に関する能力	①運転業務内容の妥当性 ②保守管理業務内容の妥当性 ③修繕業務内容の妥当性 ④調達管理業務内容の妥当性 ⑤施設管理業務内容の妥当性 ⑥安全衛生管理の的確性 ⑦社員の教育研修の的確性	35点
危機管理能力	①危機管理の対応方針、対策の妥当性	5点
効率的な管理等の能力	①コスト縮減策の実現性	5点
その他	①環境保全対策の妥当性 ②地元企業、雇用への配慮	15点
価格評価による得点		30点

1 4. 本業務の実施に関する事項

(1) 業務の再委託等

業務の全部を再委託することはできないものとする。

ただし、本委託業務の実施に当たり、受託者は魚津市の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。

魚津市は、再委託等をすることによって、業務の確実な実施が見込めないと認めるときには、承認をしないことができる。

(2) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

1) 受託者の債務不履行の場合

- ① 受託者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び受託者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、魚津市は受託者に対して改善勧告を行い、一定の期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善をすることができなかつたときには、魚津市は契約を解除することができる。
- ② 受託者が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託業務の継続が困難と合理的に考えられる場合、魚津市は契約を解除することができる。
- ③ ①又は②において、魚津市が契約を解除した場合、受託者は原則として原状回復義務を負うほか、魚津市は受託者に対して、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

2) 魚津市の債務不履行の場合

- ① 魚津市の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除することができる。
 - ② ①において受託者が契約を解除した場合、受託者は魚津市に対しこれにより生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3) 当事者の責めに帰することができない事由により委託業務の継続が困難となった場合 不可抗力その他魚津市及び受託者のいずれの責めにも帰することができない事由により委託業務の継続が困難となった場合、魚津市及び受託者双方は、委託業務継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わなかつたときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、魚津市及び受託者は契約を解除することができる。

4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、契約で規定する。

(3) リスク分担

本業務における魚津市と受託者との基本的なリスク分担は、別紙-4 に示す。

1 5. 魚津市による本業務の実施状況の監視

魚津市は、契約に基づき、受託者の履行確認等のため、本業務の実施状況の監視を次の通り行う。

(1) モニタリング

魚津市は、受託者が提供する本業務の状況把握を目的として、魚津市の確認を得た各業務に関する計画をもとに、定期又は隨時に書面及び現地調査等により監視を行う。

（2）支払いの減額等

契約に定める要求水準を充足しないこと等が判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については契約に規定することとし、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。なお、決定に際しては受託者の意見を聴取する。

- ① 要求水準の充足
- ② 上記①を満たさない事項が処理機能、処理経費、地域環境及び住民等に及ぼす影響度
- ③ 上記①を満たさない事項に対する改善

16. 契約に関する事項

（1）契約手続き

- 1) 契約締結にあたっては、選定された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀者と提案内容に沿った協議等を行ったうえで、双方が合意に至った際、契約を締結するものとする。
- 2) 最優秀者との協議が整わなかったときは、次順位の受託候補者と協議し合意した者と契約を締結するものとする。
- 3) 契約の概要

契約は、魚津市の提示資料及び受託者の提案内容に基づき締結するものであり、受託者が遂行すべき準備、運転及び維持管理に関する業務内容や金額、支払い方法等を定める。

17. 業務完了と支払い

- （1）受託者は、毎月に業務完了届を作成し、当該月の翌月7日までに魚津市に提出する。
- （2）魚津市は、業務完了届受領後10日以内に完了確認を行う。
- （3）受託者は、魚津市の確認完了後、速やかに市に請求書を送付すること。
- （4）魚津市は受託者からの請求書を受領後、30日以内に当該委託料を支払う。

18. 事務局

市担当窓口・各種書類、技術提案書類提出先に係る事務局は次のとおりとする。

住所：〒937-0067 魚津市駿迎堂一丁目9番28号

魚津市上下水道局上下水道課

電話：0765-23-1039

ファックス：0765-23-1050

電子メール：gesui@city.uozu.lg.jp

担当：森岡

施設の概要

1 施設の名称・所在地

施設の名称	所在地
魚津市浄化センター	魚津市北鬼江2882番地2
川の瀬浄化センター	魚津市東尾崎5508番地4
港町中継ポンプ場	魚津市釈迦堂字三田割814番地20
北鬼江中継ポンプ場	魚津市北鬼江字三反田836番地1
平沢浄化センター	魚津市平沢83番地
天神浄化センター	魚津市木下新384番地1
上中島浄化センター	魚津市出934番地
西布施浄化センター	魚津市蛇田652番地
中継マンホールポンプ場	市内一円
個別排水処理施設（浄化槽）	市内一円
上村木雨水調整池	魚津市上村木二丁目12番

2 施設設計概要

(1) 魚津市浄化センターの施設概要

- ① 流入方式 : 分流式
 ② 処理方式 : 標準活性汚泥法
 ③ 計画処理水量 : 18, 500m³/日最大
 ④ 現有処理水量 : 25, 100m³/日最大
 ⑤ 想定流入水量 : 令和3年度 11, 000m³/日平均
 : 令和4年度 11, 000m³/日平均
 : 令和5年度 11, 000m³/日平均
 : 令和6年度 11, 000m³/日平均
 : 令和7年度 11, 000m³/日平均
 ⑥ 汚泥処理方式
 汚泥濃縮方式 : 重力式濃縮及び遠心濃縮
 汚泥脱水方式 : スクリュープレス及びベルトプレス
 ⑦ 放流先 : 富山湾
 ⑧ 供用開始 : 平成3年10月
 ⑨ 計画水質

	流入水質 (mg/リッル)	放流水質 (mg/リッル)	除去率 (%)
BOD	180	15	91.7
SS	160	20	87.5

(10) 想定水質（昨年の流入水質平均値）

	流入水質 (mg/リッル)	放流水質 (mg/リッル)	除去率 (%)
BOD	183	7.9	95.7
SS	139	1.3	99.1

(2) 川の瀬浄化センターの施設概要

- ① 流入方式 : 分流式
② 処理方式 : P O D法
③ 計画処理水量 : 4 0 0 m³／日最大
④ 現有処理水量 : 5 8 0 m³／日最大
⑤ 想定流入水量 : 令和8年度 2 5 0 m³／日平均
: 令和9年度 2 5 0 m³／日平均
: 令和10年度 2 5 0 m³／日平均
: 令和11年度 2 5 0 m³／日平均
: 令和12年度 2 5 0 m³／日平均
⑥ 汚泥処理方式 魚津市浄化センターに運搬 (濃縮汚泥)
※運搬は別発注とする。
⑦ 放流先 : 片貝川
⑧ 供用開始 : 平成元年4月
⑨ 計画水質

	流入水質 (mg／リッ)	放流水質 (mg／リッ)	除去率 (%)
B O D	1 6 0	1 5	9 0. 6
S S	1 2 0	2 0	8 3. 3

⑩ 想定水質 (昨年の流入水質平均値)

	流入水質 (mg／リッ)	放流水質 (mg／リッ)	除去率 (%)
B O D	1 7 0	2. 5	9 8. 5
S S	1 0 0	1. 8	9 9. 0

(3) 港町中継ポンプ場

- ① 揚水量 : 5. 0 m³／分×2台
: 9. 0 m³／分×1台

(4) 北鬼江中継ポンプ場

- ① 揚水量 : 2. 6 m³／分×2台

(5) 平沢浄化センターの施設概要

- ① 流入方式 : 分流式
② 処理方式 : 接触ばつ気方式
③ 計画処理水量 : 2 7 m³／日平均
④ 汚泥処理方式 魚津市浄化センターに運搬 (濃縮汚泥)
※運搬は別発注とする。
⑤ 供用開始 : 平成6年10月
⑥ 計画水質

	流入水質 (mg／リッ)	放流水質 (mg／リッ)	除去率 (%)
B O D	2 0 0	2 0	9 0. 0

(8) 想定水質（昨年の流入水質平均値）

	流入水質 (mg/リッタ)	放流水質 (mg/リッタ)	除去率 (%)
B O D	8 3	4. 5	94. 6

(6) 天神浄化センターの施設概要

- ① 流入方式 : 分流式
- ② 処理方式 : オキシデーションディッチ方式
- ③ 計画処理水量 : 495 m³/日平均
- ④ 想定流入水量 : 令和8年度 362 m³/日平均
: 令和9年度 362 m³/日平均
: 令和10年度 362 m³/日平均
: 令和11年度 362 m³/日平均
: 令和12年度 362 m³/日平均
- ⑤ 汚泥処理方式 魚津市浄化センターに運搬（濃縮汚泥）
※運搬は別発注とする。
- ⑥ 供用開始 : 平成10年2月
- ⑦ 計画水質

	流入水質 (mg/リッタ)	放流水質 (mg/リッタ)	除去率 (%)
B O D	200	20	90. 0

(8) 想定水質（昨年の流入水質平均値）

	流入水質 (mg/リッタ)	放流水質 (mg/リッタ)	除去率 (%)
B O D	150	4. 1	97. 3

(7) 上中島浄化センターの施設概要

- ① 流入方式 : 分流式
- ② 処理方式 : 連続流入間欠ばつ氣方式 JARUS-XIV₉₆
- ③ 計画処理水量 : 381 m³/日平均
- ④ 想定流入水量 : 令和8年度 225 m³/日平均
: 令和9年度 225 m³/日平均
: 令和10年度 225 m³/日平均
: 令和11年度 225 m³/日平均
: 令和12年度 225 m³/日平均
- ⑤ 汚泥処理方式 魚津市浄化センターに運搬（濃縮汚泥）
※運搬は別発注とする。
- ⑥ 供用開始 : 平成13年11月
- ⑦ 計画水質

	流入水質 (mg/リッタ)	放流水質 (mg/リッタ)	除去率 (%)
B O D	200	20	90. 0

(8) 想定水質（昨年の流入水質平均値）

	流入水質 (mg/リッタ)	放流水質 (mg/リッタ)	除去率 (%)
B O D	180	2. 6	98. 6

(8) 西布施浄化センターの施設概要

- ① 流入方式 : 分流式
② 処理方式 : 連続流入間欠ばつ氣方式 JARUS-XIV_G
③ 計画処理水量 : 381 m³／日平均
④ 想定流入水量 : 令和8年度 226 m³／日平均
: 令和9年度 226 m³／日平均
: 令和10年度 226 m³／日平均
: 令和11年度 226 m³／日平均
: 令和12年度 226 m³／日平均
⑤ 汚泥処理方式 コンポスト装置により肥料化
※運搬は別発注とする。
⑥ 供用開始 : 平成20年10月
⑦ 計画水質

	流入水質 (mg/リッル)	放流水質 (mg/リッル)	除去率 (%)
BOD	200	15	92.5

(8) 想定水質 (昨年の流入水質平均値)

	流入水質 (mg/リッル)	放流水質 (mg/リッル)	除去率 (%)
BOD	240	3.0	98.8

(9) 中継マンホールポンプ場

: 93箇所 (市内一円)

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
設置予定 (基)	1	0	0	0	0

(10) 個別排水処理施設 (浄化槽)

: 13箇所 (市内一円)

(11) 上村木雨水調整池

- ① 流入方式 : 分流式
② 貯留量 : 4,200 m³
③ 排水方式 : ポンプ排水 (2台同時運転)
④ 供用開始 : 令和元年3月

3 施設の特徴・運転管理上の課題

(1) 魚津市浄化センター

- 1) ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新工事を行う予定である。
- 2) 夏から秋にかけて、重力濃縮槽及び初沈の機能が悪くなり、脱水汚泥の含水率が高くなることがある。
- 3) 魚津市内の浄化槽汚泥を約4,300 m³/年投入している。
- 4) 下水処理水の放流先吐口は、魚津市浄化センター前面海域と、ポンプ圧送による魚津港の2箇所である。
- 5) 処理水については、ありそドームの冷暖房の熱源や流雪溝、消雪施設に利用されている。

(2) 北鬼江・港町中継ポンプ場

1) ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新工事を行う予定である。

(3) 中継マンホールポンプ場

1) 雷の発生時は、通信異常等の故障の恐れがあるため、注意を要する。

(4) 上中島浄化センター

1) コンポスト装置は、故障のため作動できない。

(5) その他

1) 川の瀬処理場、農業集落排水処理施設については、公共下水道への統合を検討している。統合の目途がつき次第事前に、発注者と受託者で事前に協議を行い、契約内容を変更するものとする。

委託する業務範囲の概要

受託者が行う業務範囲は、以下のとおりとする。

1. 管理運営業務

主たる管理運営業務は、以下のとおりとする。

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理
- ② 別紙-3 に示す要求水準の担保
- ③ 対象施設の設備・機器の機能保持
- ④ 事故、災害等のリスク管理
- ⑤ 従業員の労務及び安全管理、教育訓練
- ⑥ 魚津市、関係機関、住民等との連絡調整等
- ⑦ 損害等に対応できる保険等に加入

2. 本業務施設の運転管理業務

(1) 運転業務

- ① 水処理及び汚泥処理における運転・監視操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整、脱水機の運転等）
- ② 本業務施設の巡視

(2) 水質管理業務

- ① 委託業務において運転管理上必要な水質及び汚泥、ケーキ含水率などの分析・解析
- ② 水処理反応槽のD O、ML S S 等、処理機能等の管理
- ③ 分析薬剤・消耗品・備品類の調達及び管理

(3) 調達管理業務

- ① 電力、水道、ガス、燃料、電話の調達管理
- ② 薬品類の調達管理

(4) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

(5) 保安管理業務

本業務施設への不審者の侵入防止等に関する施設設備の保安巡視

3. 本業務施設の保守管理業務

(1) 保守管理業務

- ① 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検
- ② 水槽、タンク等の保守管理並びに清掃業務

(2) 衛生管理業務

- ① 植木、植栽等の剪定・散水・雪吊等の樹木管理及び芝・草等の除草
- ② 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、窓ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。
- ③ 消雪施設の運転管理、機械除雪

(3) 消耗品、資材等の管理・調達

4. 修繕業務

突発的小修繕

5. 上記1～4の業務のうち移行期間においては、次に掲げる業務は除くものとする。

ア 2の(3)の全て

イ 3の(3)の全て

ウ 4の全て

本業務に関する要求水準書

1. 前提条件

前提条件とは、本業務について受託者に提案を求めるない、魚津市が予め定める事項及び実施する行為等である。

(1) 業務用地

本業務において受託者が使用・管理する用地は、別紙-1 の表に示す施設用地とする。

(2) 受託者が使用できる既存施設

本業務において、受託者が使用できる既存施設は、別紙-1 の表に示す施設である。

(3) 受託者が使用できる備品

1) 受託者に管理を委託する備品は、委託開始時に魚津市が指定する。

2) 魚津市から管理を委託された備品は、受託者が無償でこれを使用することができる。

3) 委託期間中の備品の管理については、魚津市と協議の上、実施することとする。

(4) 委託期間に魚津市が受託者に委託する業務

委託期間に魚津市が受託者に委託する業務は、別紙-2 のとおりとする。

2. 本業務の要求水準

業務要求水準とは、本委託を実施するうえで、受託者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は受託者の提案によるものである。

受託者は業務開始に先立ち、施設の運転維持管理の業務範囲に関する計画書を策定し、魚津市の確認を得ること。なお、計画書はモニタリング項目を含めて策定すること。

受託者は運営期間において、以下に示す業務の水準を確保すること。ただし、運営期間の初日から令和8年4月1日の午前0時0分までの移行期間については、これを適用しない。

(1) 業務の基本的水準

1) 受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、下水道施設等の運転及び維持管理を行い、下水道施設等を連続的に運転するとともに、安全で安定した下水の処理を提供するほか、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

2) 業務の実施にあたっては、既存施設の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な実施体制でこれに臨むこと。さらに、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。

3) 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、災害事故時等の緊急事態においても迅速かつ適切に対応できるようその体制を整備すること。

(2) 運転管理の水準

受託者は、委託業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。

受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備すること。

1) 水量・水質の把握

下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準又は努力目標を満足するよう水処理工程の水質を把握すること。

魚津市浄化センター

要求水準項目（放流水質）

項目	放流水質要求基準	放流水質法定基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD mg/1）	10以下	15以下
化学的酸素要求量（COD mg/1）	12以下	20以下
浮遊物質量（SS mg/1）	20以下	40以下
大腸菌群数（個/ml）	300以下	3,000以下

川の瀬浄化センター

要求水準項目（放流水質）

項目	放流水質要求基準	放流水質法定基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD mg/1）	10以下	15以下
浮遊物質量（SS mg/1）	20以下	40以下
大腸菌群数（個/ml）	300以下	3,000以下

各農業集落排水処理施設

要求基準（放流水質）

項目	放流水質要求基準	放流水質法定基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD mg/1）	15以下	20以下
浮遊物質量（SS mg/1）	20以下	—
大腸菌群数（個/ml）	300以下	—

各個別排水処理施設

要求基準（放流水質）

項目	放流水質要求基準	放流水質法定基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD mg/1）	15以下	20以下

2) 汚泥脱水設備の運転

下水の処理によって生じた汚泥を濃縮・脱水処理する。処理後の脱水ケーキは、以下の水準を満足するように脱水すること。

① 要求水準

ベルトプレス : 含水率 [83] %以下 (月平均)

目標値 : 含水率 [80] %

3) 巡視点検等

下水処理施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、巡視点検を実施する。巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定めて又は適宜に実施すること。

巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

4) 管理・調達

ア. 電力の管理

下水処理施設の運転管理を良好に行うために、安定した電力の調達を必要とする。

この電力の調達については、受託者にて実施すること。

イ. 薬品の管理・調達

下水処理施設の運転管理を行うために、必要となる薬品の調達については、受託者にて実施すること。

なお、受託者が本件施設において使用する薬品については、あらかじめ魚津市と協議を行い、承諾を得た上で使用すること。

ウ. 備品等の管理・調達

本件施設の保守管理を良好に行うための備品、水道、ガス、燃料の管理・調達を行うこと。

5) 文書管理業務

ア. 下水処理施設の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管しており、これらの文章の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、魚津市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

イ. 運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータ等を記録し保管する。

また、魚津市に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。

ウ. 本委託の運営に係るデータは、これを記録すること。

データの項目、記録の方法等については、委託開始に先立つ計画書の中に明示し、魚津市と協議の上決定するものとする。

6) 保安管理業務

受託者は、下水処理施設における不審者の侵入などによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安管理を行うこと。

(3) 保守管理の要求水準

1) 保守管理の水準

委託業務期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（魚津市が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うこと。

2) 保守点検

ア. 保守管理の水準

受託者は、業務期間終了時事業範囲におけるすべてに施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（魚津市が更新工事等の実施中、若しくは修繕中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で魚津市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。

イ. 建築設備保守点検

管理棟、水処理棟、汚泥処理棟の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。

ウ. 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、本件施設のシステム全体を熟知し、保守点検を行う。

また、消防設備、クレーン等の法令に係る点検、安全衛生法等による自主検査など、これら全ては受託者の負担で行う。なお、高圧受変電設備の自主検査は、魚津市の保安規定にもとづいて、受託者が実施すること。

エ. 消耗品、備品類の調達管理

本件施設の保守管理を行うために、必要となる消耗品類の調達については、受託者にて実施すること。

オ. データの記録

受託者は、保守管理に係るデータを記録すること。

また、データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、魚津市と協議の上決定するものとする。

3) 衛生管理業務

ア. 水槽等の保守点検及び清掃等

受託者は、浄化センター等の内の処理施設に設置されている水槽、タンク等について、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて清掃を実施すること。

イ. 環境衛生

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。

4) 修繕業務

①突発修繕業務

ア. 受託者は、修繕計画に基づいて本件施設の補修を実施すること。また、業務終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

イ. 受託者は保全修繕について、履歴等を記録すること。

ウ. 保全修繕履歴等のデータの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、魚津市と協議の上決定するものとする。

②保全修繕業務

ア. 突発的に生じた設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、修繕などを実施し、その機能の回復を図ること（修繕工事には取替を含む）。

本業務には、受託者の過失等に起因する施設の原状回復のための修繕は含まないものとする。

なお、突発故障の程度が大きくその補修が、施設改良更新等の資本的支出もしくは、魚津市が直営で実施する主機類大型修繕に該当するときは、除外することとするが、突発故障の因果関係については、魚津市が綿密に調査を行いその調査結果に基づき協議の上、受託者に賠償を求める場合がある。

突発修繕に要する費用については、別途受託者と契約する予定である。

イ. 移行期間中（令和8年3月31日まで）の突発補修は魚津市が実施する。

ウ. 突発補修に係る費用修繕については、これを記録すること。

突発修繕履歴等のデータの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、魚津市と協議の上決定するものとする。

（4）廃棄物管理業務の要求水準

ア. 廃棄物管理の水準

魚津市浄化センター等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、魚津市浄化センター等の運転に支障をきたすことのないよう、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適性に管理すること。ただし、沈砂、脱水ケーキの運搬処分は、魚津市が別に契約する者が実施するが、その運搬計画とマニュフェスト管理に関する事務は受託者が実施し、支払いに係る費用は魚津市の負担とする。

また、運搬・処分の契約先は複数者とする予定であり、各契約先の運搬・処分量の割り振りは、受託者の事務範囲とする。

イ. 廃棄物を管理すべき量

委託期間中に受託者が管理すべき廃棄物の量は以下の量を予定している。

廃棄物名称	年度	発生量
沈砂池沈砂	令和8～12年度想定量	20 t /年
脱水ケーキ	令和8年度想定量	2,800 t /年
	令和9年度想定量	2,800 t /年
	令和10年度想定量	2,800 t /年
	令和11年度想定量	2,800 t /年
	令和12年度想定量	2,800 t /年

基本リスク分担表

魚津市：甲 受託者：乙

責任の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
水質管理責任	下水道法における水質管理責任	○	
廃棄物処理法上の責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの		○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上の責任	公共水域に排水する排水基準達成の責任	○	
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任(労働安全衛生法等、消防法等)		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関する責任	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更責任	乙に影響を及ぼす税制度変更(法人税等)		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更(消費税等)	○	
許認可遅延の責任	乙が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	上記以外の遅延に関するもの	○	
第三者賠償の責任	この契約の履行に直接関係する乙の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応責任	下記以外のもの(下水道事業の実施における住民反対運動、住民訴訟等)	○	
	乙のこの契約の履行に直接関係するもの(施設見学等)	○	△
事故の発生責任	乙の責めによる労災事故、設備の損壊事故等		○
	上記以外のもの	○	
環境保全責任	乙の事業実施に起因する公共用水域の汚染等。		○
	上記以外のもの	○	
契約の解除・変更責任	甲の責めによるもの(安全対策違反、支払滞納等)	○	
	乙の責めによるもの(法令違反、破綻、放棄等)		○
物価変動責任	契約締結後のインフレ、デフレ	○	△
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	
性能達成責任	甲が達成すべき性能	○	
	乙が達成すべき性能		○

○：主分担 △：従分担